

R6年10月に適用となる、
屋外広告物条例・施行細則の
改正内容を記載しています。

2026.4

広告は街の感性です

お問い合わせ先



なごやしじゅうたくとしきょくとしけいかくぶ
名古屋市住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
☎ (052) 972-2735 (西庁舎4階)
a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



名古屋市では、地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物関係法令等により規制・誘導を行っています。

この「しおり」は、屋外広告物を掲出するにあたってのルール（法、条例、規則等）※と、デジタルサイネージによる屋外広告物の望ましい基準（デジタルサイネージガイドライン）を、わかりやすく解説しています。「名古屋」を魅力的で住みよいまちとしていくため、皆さまのご協力をお願いいたします。

※「法」とは屋外広告物法を、「条例」とは名古屋市屋外広告物条例を、「規則」とは名古屋市屋外広告物条例施行細則を指しています。ルールの詳細は法、条例、規則を参照してください。

目 次

はじめに	1	名古屋城眺望景観保全エリア	10
屋外広告物とは	2	安全点検	11
許 可	3	規 格	12
届 出	4	電光表示装置等による屋外広告物について	23
許可期間・許可手数料	5	デジタルサイネージガイドライン	24
禁止地域	6	その他の注意事項	38
禁止物件	7	屋外広告業の登録	39
禁止広告物	7	屋外広告物に関する手続きの流れ	41
適用除外広告物	8	屋外広告物に関する手続きに必要な書類	42
都市景観形成地区	9		
大規模広告物	10		

●本しおりでは、屋外広告物を以下の3種類に分けて解説しています。

①自家用広告物（条例第7条第1項第2号）

自己の氏名、店名、屋号、商標若しくは自ら販売し、若しくは製作する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置するもの

②管理用広告物（条例第7条第1項第3号）

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づいて表示し、又は設置するもの

③一般広告物

自家用広告物又は管理用広告物以外の広告物

●規 格

屋外広告物条例に基づき、広告物の種類ごとに表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について設定しています。規格に適合しない屋外広告物は掲出することができません。

●誘導基準

景観法に基づき策定する景観計画に定める、表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について良好な景観形成を誘導するための基準です。

屋外広告物とは

（法 第2条）

屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と定義されます。文字や絵で表現された一定の観念、イメージを伝達するものが、屋外で定着して公衆に表示されたときから屋外広告物に該当し、内容が営利的な広告かどうかは問いません。



屋外広告物適正化推進委員会「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」より（広告物の呼称については、名古屋市屋外広告物条例に基づく名称に加筆修正）

許可

広告物の掲出・変更・継続には許可が必要です

(条例 第4条、第5条、規則 第3条)

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

- **[新規許可]** 許可申請にあたっては、市内に住所を有する管理者の設置(申請者が市内に住所を有し、自らが管理する場合を含む)が必要です。

※新規の許可申請に必要な書類は

- ・屋外広告物許可申請書
- ・広告物の設置場所、状況を示す図面
- ・形状・寸法・材料・構造・色彩・意匠に関する仕様書および図面
- ・その他、市長が必要と認めて指示した書類
(詳しくはP.42をご確認ください。)

- **[変更許可]** 許可を受けた広告物の**位置、形状、規格、構造等を変更する場合**には、改めて許可申請が必要です。

※変更の許可申請に必要な書類は新規許可と同様です。

- **[継続許可]** 広告物の種類に応じて許可期間が定められています。期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了の10日前までに許可を受ける必要があります。

※継続の許可申請に必要な書類は 屋外広告物継続許可申請書、屋外広告物安全点検報告書、写真(広告物の全景がわかるもの。要修理箇所がある場合は修理前後の写真も添付)

屋外広告物の掲出に関連して、他法令等に基づく手続きが必要な場合があります。(例)

- 高さが4mを超える広告物を設置する場合は建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。
⇒申請先 住宅都市局建築指導部建築審査課または指定確認検査機関
- 広告物を道路上に掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可と道路交通法に基づく道路使用の許可が必要です。
⇒申請先 所轄の国道事務所・土木事務所、所轄の警察署
- 電光表示装置等による屋外広告物を掲出する場合は、道路交通安全上の問題の有無について名古屋市から愛知県警察本部に協議します。協議や許可に時間を要しますので、末尾お問い合わせ先まであらかじめご相談ください。

次の広告物については、許可申請が不要です。(詳しくは、P.8 参照)

- ・他の法令または条例により掲出するもの
- ・国、地方公共団体が公益上の必要によって掲出するもの
- ・自家用広告物で、敷地内の表示面積の合計が10㎡以下であるもの
- ・管理用広告物で、敷地内の表示面積の合計が3㎡以下であるもの 等

届出

表示内容等、管理者等の変更や広告物を除却する場合は届出が必要です

(規則 第5条、第6条)

- 許可を受けた広告物の、**表示内容・意匠・色彩を変更する場合**は、「屋外広告物表示内容等変更届出書(第3号様式)」の提出(変更の内容を記載した図面等を添付)が必要です。なお、あらかじめ「表示内容等を3月以内ごとに変更」するとして許可を受けている場合、届出は不要です。

※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

- 広告物の掲出を許可された人(表示・設置者)が、次のような変更などをした場合は、その日から10日以内に届出書(第4号様式、第5号様式)を提出してください。

- ・申請者の氏名または住所(法人の場合は、法人名、主たる事務所の所在地)を変更したとき
- ・管理者を設置、廃止、変更したとき
- ・管理者の氏名または住所を変更したとき
- ・相続または法人の合併その他の理由で、広告物の掲出を許可されている人の地位を承継したとき
- ・広告物を除却したとき

※名古屋市公式ウェブサイトを参照してください。

屋外広告物について

名古屋市 屋外広告物 検索



許可申請等に必要な様式について

名古屋市 屋外広告物 様式 検索



許可期間・許可手数料

広告物はその種類によって許可期間と手数料が定められています

(条例 第4条、規則 第4条/条例第12条、規則 第13条、別表第2)

区 分 ・ 種 類		許可期間	手 数 料 の 額	規格の解説	
広 告 板 、 広 告 塔 〔 地上広告、屋上広告 壁面広告、突出広告等 〕		3年以内 (1年以内)	面積 5 ㎡ 1,300円 (600円)	地上広告	P.13
				屋上広告	P.14
建築物または 工作物に直接 表示するもの	電光表示 装置等を利用 するもの※	3年以内 (1年以内)	面積 5 ㎡ 1,900円 (1,200円)	壁面広告	P.16
				突出広告	P.17
				電光表示装置	P.21
				映像	P.22
電柱広告、標識広告等		3年以内	1 個 300円	電柱広告	P.18
				街路灯柱広告	P.18
立 看 板 、 広 告 旗		3ヶ月以内	1 個 150円	立看板	P.20
				広告旗	—
広 告 幕		3ヶ月以内	1 個 500円	—	
ア ド バ ル ー ン		3ヶ月以内	1 個 700円	—	
車 体 広 告 (広告宣伝用自動車を除く。)		3年以内	(面積 3 ㎡以下、枠方式) 車体1 台 900円	P.20	
			(その他のもの) 車体1 台 4,500円		
広 告 宣 伝 用 自 動 車		3年以内	車体1 台 9,000円	P.20	
は り 紙 、 は り 札 等		3ヶ月以内	100枚 400円	—	
そ の 他		3年以内	1 個 500円	—	

※ 電光表示装置等を利用するものとそれ以外の広告物が混在する場合、手数料はそれぞれの表示面積に基づき算定します。

禁止地域

広告物を掲出できない地域があります

(条例 第6条)

- ①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区
…守山区志段味、千種区東山、名城公園、熱田神宮など
- ②文化財保護法により指定された建造物から50m以内の地域及び史跡・名勝・天然記念物に指定された地域(ただし、八勝館及び名古屋テレビ塔を除く。)
…興正寺五重塔、龍泉寺仁王門など
具体的な物件についてはウェブサイトをご覧ください

名古屋市 屋外広告物 文化財保護法により指定された建造物

検索



- ③愛知県文化財保護条例により指定された建造物のうち、告示により指定された地域
…瑞泉寺総門、建中寺徳川家霊廟など
- ④名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例により指定された建造物、名勝、天然記念物のうち、告示により指定された地域
…風信亭、旧「年魚市湯」展望地、宝珠院のイヌナシなど
- ⑤道路、鉄道、軌道またはこれに接続する地域のうち、告示により指定された地域
…東名高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海道新幹線(一部)の両側500m以内の第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域で路面(路盤面)高以上
- ⑥道路上の分離帯、交通島、街園
- ⑦都市公園…鶴舞公園、大高緑地公園など
- ⑧河川、池沼、海岸またはこれらの付近の地域のうち、告示により指定された地域
…山崎川および両岸の道路(石川橋から落合橋まで)
- ⑨官公署、学校、図書館、公会堂、公民館等の公共施設の敷地
- ⑩墓地、火葬場の境域
- ⑪立看板、広告旗、広告幕、はり紙、はり札などの広告物を掲出できない地域
…JR名古屋駅東側付近(右図参照)

※自家用広告物などの適用除外広告物は掲出することができます。(適用除外広告物P.8参照)

※敷地が複数の地域等にまたがる場合、広告物にかかる禁止の条件は、その広告物が設置される位置の地域等によります。



禁止物件

広告物を掲出できない物件があります

(条例 第6条)

- ①橋りょう、高架道路、高架鉄道、高架軌道
- ②街路樹、保存樹
- ③信号機、道路標識、ガードレール、車止め、パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
- ④郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆ゴミ容器、公衆便所、道路上の変圧塔
- ⑤送電塔、テレビ塔、無線塔、照明塔
- ⑥煙突、水道タンク、ガスタンク、地下道または地下鉄道上の屋
- ⑦形像、記念碑、噴水施設
- ⑧久屋大通都市景観形成地区、名古屋駅都市景観形成地区内の電柱、消火栓標識柱、バス停標識
- ⑨立看板、広告旗、広告幕、はり紙、はり札などの広告物を掲出できない物件
…電柱、街路灯柱、消火栓標識柱など

※国、地方公共団体が公益上掲出する広告物などの
適用除外広告物については掲出することができます。
(適用除外広告物 P.8 参照)



禁止広告物

掲出できない広告物があります

(条例 第6条の2)

- ①ひどく汚れたり、色あせたり、または塗料などのはがれたもの。
- ②破損または老朽のひどいもの。
- ③倒壊または落下のおそれのあるもの。
- ④信号機または道路標識などに類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの。
- ⑤道路の安全な利用を妨げるおそれのあるもの。
…歩道上に許可なく掲出された立看板など

適用除外広告物

禁止地域・禁止物件にも 掲出できる広告物があります

(条例 第7条、第7条の2、規則 第7条～第9条の2)

掲出目的、表示面積などが一定の基準に適合する場合に限り、許可、禁止の規定が適用されない広告物があります。

●禁止地域・禁止物件でも、許可申請不要で掲出できるもの

- ①他の法令または条例により掲出するもの。
- ②国、地方公共団体が公益上の必要によって掲出するもの
- ③公職選挙法による選挙運動のために掲出するもの。
- ④自己の氏名、店名、屋号、商標、商品名、営業内容などを、自己の住所または営業所などに掲出するもので、禁止地域内では表示面積の合計が5m²以下(ただし、赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯を使用していないもの)、その他の地域では表示面積の合計が10m²以下であるもの。
※ただし、都市景観形成地区内で、5m²を超えて10m²以下のものについては届出が必要です。
- ⑤自己の管理する土地または物件に管理上の必要に応じて掲出するもの。
※3m²以下で、赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯は使用しないこと。
- ⑥工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに掲出するもの。
※周囲の景観に調和したもので、かつ、宣伝の用に供されていないもの。
- ⑦講演会、講習会、展覧会、音楽会などのため会場の敷地内に掲出するもの。
- ⑧祭礼または慣習上の行事のために一時的に掲出するもの。
- ⑨人が掲げているもの、動物、車両、船舶などに掲出するもの。
※ここでいう車両とは自家用広告車両や「使用の本拠地」が市域外であり、他の地方自治体の掲出許可を受けた等の自動車などをいう。
- ⑩公益上必要な施設または物件に寄贈者名などを掲出するもの。
※外郭線内を一平面とみなした大きさの1/10以下、かつ0.5m²以下のもの1個で、赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯は使用しないこと。



●禁止地域 (P.6 ①、⑤に限る) でも許可申請不要で掲出できるもの

- 政治活動、文化活動その他の収益を目的としない活動のためのはり紙、はり札など。
※長さ0.8m以下、面積0.2m²以下とし、掲出期間が30日を超えないもので、掲出期間、掲出者の住所、氏名を明記したもの。

●許可申請不要で掲出できるもの (禁止地域・禁止物件には掲出できない)

- 掲出期間が5日以内のもので、広告物に掲出日、掲出者の住所、氏名を明記したもの。

●禁止地域・禁止物件にも掲出できるもの (許可申請は必要)

- ①公共的団体が公益上の必要によって掲出するもの。
- ②車体広告 (一般広告) で赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯を使用しないもの。

●禁止地域 (P.6 ①、⑤、⑦、⑨に限る) にも掲出できるもの (許可申請は必要)

- 道標、案内図板その他の公衆の利便に供することを目的とするもの。
※面積3m²以下、高さ2.5m以下とし、同一表示内容について1個で、赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯は使用しないこと。

◇都市再生推進法人等が掲出するもので、公共空間等におけるにぎわいの創出等に寄与するものは禁止地域に掲出できる場合があります。

◇名古屋市広告・景観審議会に諮って、禁止地域などに特例として掲出できる場合があります。

都市景観形成地区

都市景観形成地区内に広告物を掲出する場合の規格等が定められており、届出や報告が必要です (条例 第3条、第3条の2、第5条の2、第5条の4)

- 規格
都市景観形成地区内では、広告物の種類によって定められている規格に加え、別途規格が定められています。
- 誘導基準
都市景観形成地区では、良好な景観の形成を誘導するための基準(誘導基準)が定められています。都市景観形成地区内で広告物を掲出する場合は、これに適合するよう努めてください。
- 自家用広告物の届出
都市景観形成地区内に自家用広告物を掲出するときに、表示面積の合計が5㎡を超えて10㎡以下の場合は、掲出する2週間前までに届出書を提出してください。
- 完了報告
都市景観形成地区内で許可の申請、自家用広告物の届出をした場合は、掲出した後、2週間以内に報告をしてください。

都市景観形成地区の区域図 (詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。)



- 久屋大通地区
- 広小路・大津通地区
- 名古屋駅地区
- 四谷・山手通地区
- 築地地区
- 今池地区
- 白壁・主税・榑木地区
- 四間道地区



都市景観形成地区に関するお問い合わせ

ウォーカブル・景観推進課 都市景観担当 ☎052-972-2732

大規模広告物

大規模な広告物を掲出する場合の基準があります (条例 第3条の2)

次のような屋外広告物を掲出する場合は、以下の誘導基準に適合するように努めてください。
・高さが10mを超えるもの ・表示面積の合計が100㎡を超えるもの

●誘導基準

基本事項	周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模等とする。
色彩	表示面積の1/2を超えて高彩度(JIS Z8721に定める彩度で12以上を目途)の色を使用しない。ただし、中・低彩度の色も合わせて使用するなど、デザインや色彩に十分配慮したものは、この限りでない。
構造	ア 地上広告の地面への取付部については、構造上の工夫や緑化など景観上の配慮を行う。 イ 屋上広告を設置する建築物の上端と屋上広告の下端の隙間は、できる限り空けない。
電光表示装置等	名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合すること。ただし、市長がデザイン、色彩、動き、輝度等の周辺環境への影響に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。(令和8年9月1日から適用)

名古屋城眺望景観保全エリア

名古屋城眺望景観保全エリア内に広告物を掲出する場合の規格が定められています (条例 第3条)

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲において、次のような屋外広告物または屋外広告物を掲出する物件を設置する場合は、広告物の種類によって定められている規格に加え、以下の規格に適合する必要があります。

- ・広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10㎡を超えるもの(ただし、天守閣から視認されないものはこの限りでない。)



●規格

高さ	広告物の上端の高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。
色彩	ア 彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用しない。 イ 広告物の地色の明度は9.0以下とする。
照明	点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物や高輝度の広告物は設置しない。

名古屋城眺望景観保全エリアに関するお問い合わせ

ウォーカブル・景観推進課 都市景観担当 ☎052-972-2732

安全点検

全ての広告物について安全点検が必要です

(条例 第13条の2、規則 第3条、第13条の2、屋外広告物安全点検実施要綱)

安全点検の義務化

全ての屋外広告物(1年以内に除却されるものを除く。)を対象に、毎年1回、広告物の本体、接合部、支持部等の劣化及び損傷の状況において、安全点検(通常点検)が必要です。

さらに、一定規模以上の屋外広告物については、3年に1回、通常点検に代えて有資格者による安全点検(特別点検)が必要です。

通常点検

- 市内の全ての屋外広告物が対象です。(1年以内に除却されるものを除く。)
- 点検者の資格は不要です。

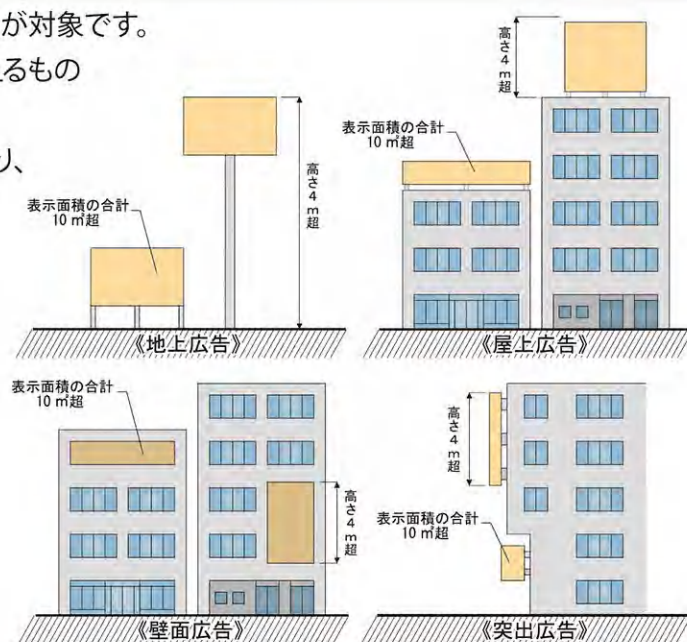
特別点検

- 以下のいずれかに該当する屋外広告物が対象です。

- ・表示面積の合計がひとつで10㎡を超えるもの
- ・高さが4mを超えるもの
(壁面に直接塗装するものや、シート貼り、投影するもの等を除く。)

- 以下のいずれかの資格が必要です。

- ・屋外広告士
- ・建築士(1級/2級)
- ・特定建築物調査員
- ・電気工事士(1種/2種)
- ・電気主任技術者(1種/2種/3種)
- ・屋外広告物点検技能講習の修了者



点検結果の報告

- 許可を必要とする屋外広告物については、許可申請時、市長に安全点検の結果(写真を含む。)の報告が必要です。

※既存の広告枠に広告を設置する場合等も、市長に安全点検の結果(写真を含む。)の報告が必要です。申請の直前に安全点検を実施し、結果を報告してください。

- 次の写真の添付が必要です。

- ・広告物の全景写真
- ・要修理箇所の修理前後の写真(点検結果に異常があり「要修理」に該当するもの)

規格

広告物はその種類によって規格が定められています

(条例 第3条、規則 第2条、別表第1)

広告物の種類ごとに、掲出する場所、位置、形状、規模、色彩などの規格を設定しています。共通基準のほかに住居系地域と商工業系地域とに区分された地域別基準が定められている場合があります。

- ・住居系地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
- ・商工業系地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
- ・敷地が複数の用途地域等にまたがる場合、広告物にかかる規格の条件は、その広告物が設置される位置の用途地域等によります。

面積の算定方法

- 表示面積は簡単な幾何学形状※1で算定し、表示※2の最大長で計算します。
※1) 簡単な幾何学形状：丸、三角、四角(平行四辺形や台形を含む。)
※2) 表示板面等がある場合は、当該板面
- 一連の意味を成す表示内容(絵柄、文字、他)は、一連を1つのものとして面積を算定します。
・一連の意味を成す表示を、分割して面積算定することはできません。
・図柄に中空部分があるもの(例：ドーナッツ)は、中空部分も面積に含みます。

* 広告物の表示面積が計算できるように、意匠図や構造図に寸法を記入してください。

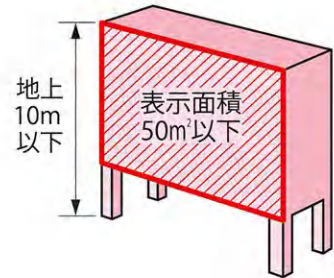
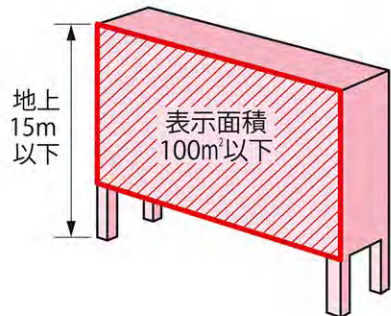
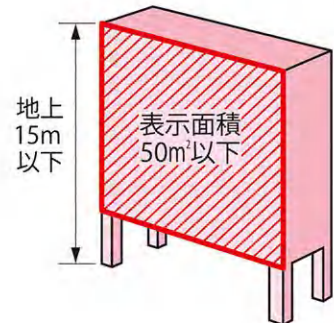
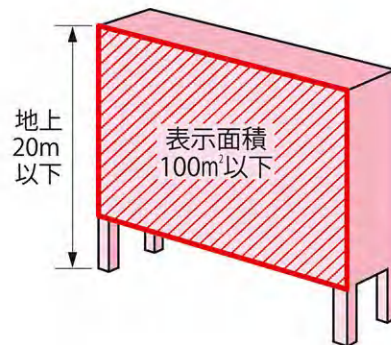
* 広告物の数量が多い場合等は、参考資料として面積算定表を添付してください。

- ・面積算定表には番号等を付し、意匠図や構造図と対応させてください。
- ・単位はメートル・平方メートルとし、**小数第3位以下切り捨て**とします。
- ・壁面広告の場合は、建築物の東面・西面・南面・北面などの「面ごと」の小計がわかるようにしてください。

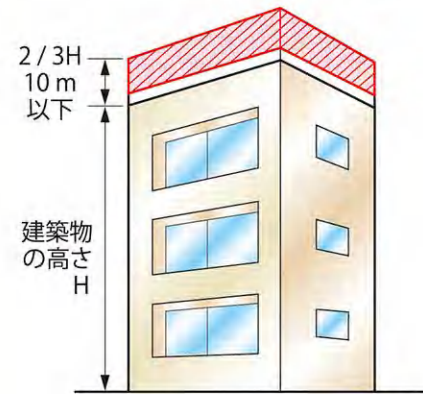
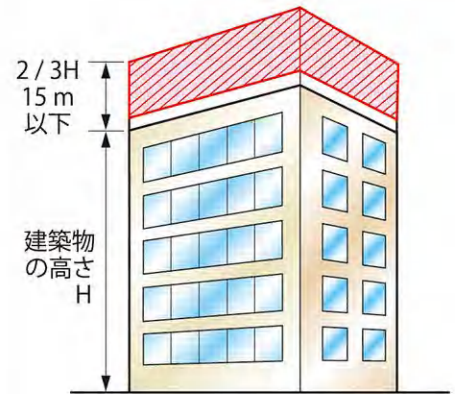
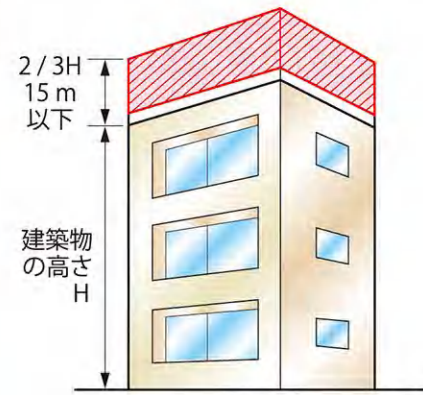
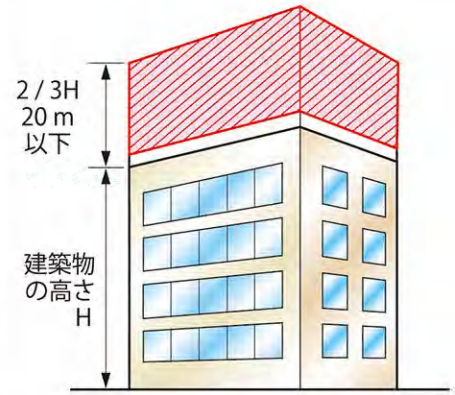
(面積算定表：参考)

番号	縦(m)	横(m)	数量	面積(㎡)
①	1.80	7.02	1	12.63
②	1.28	6.03	1	7.71
③	2.03	5.25	2	21.31
合計				41.65

■広告塔および広告板で地上に設置するもの（地上広告塔、地上広告板）

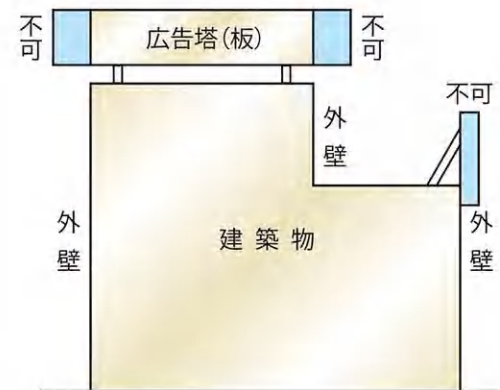
共通基準		
●裏面、側面、脚部は塗装その他の装飾をすること。 ●脚部は基礎コンクリートを用いるなど適切な方法で地盤に定着させること。		
地域別基準		
	住居系地域	商工業系地域
一般	●地上10m以下とし、表示面積は1基につき合計で50㎡以下とすること 	●地上15m以下とし、表示面積は1基につき合計で100㎡以下とすること 
	●地上15m以下とし、表示面積は1基につき合計で50㎡以下とすること 	●地上20m以下とし、表示面積は1基につき合計で100㎡以下とすること 
自家用		

■広告塔および広告板で建築物の屋上に設置するもの（屋上広告塔、屋上広告板）

共通基準		
●裏面、側面は塗装その他の装飾をすること。 ●脚部はルーバーなどで被い、または建築物に調和した色彩で塗装をすること。 ●屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。 ●アンカーボルトを用いるなど適切な方法で建築物に定着させること。 ●広告物の上端の高さは地上60m以下とすること。 ●鉄筋コンクリート造などの建築物の屋上に設置する場合は、設置する箇所における建築物の高さの2/3以下にすること。ただし、ペントハウスの高さは広告塔、広告板の高さに含まれます。 ●木造建築物の屋上に設置する場合には、その建築物の棟の高さを超えないこと。		
地域別基準		
	住居系地域	商工業系地域
一般	●広告物の高さは10m以下とすること。 	●広告物の高さは15m以下とすること。 
	●広告物の高さは15m以下とすること。 	●広告物の高さは20m以下とすること。 
自家用		

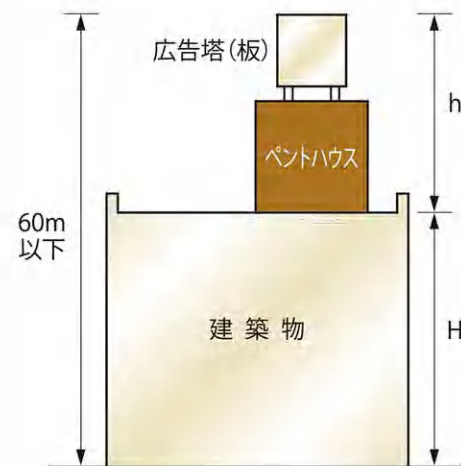
※広告物の高さには、パラペット等にかくれた部分の脚の高さも含まれます。
 ※建築物の高さH: 当該広告物等を設置する箇所の高さ（建築物の平均地盤面からの高さ）

- 屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。



※建築物の屋上の高さが異なる場合、
広告物を設置する屋上の外壁を超えないこと。

- 鉄筋コンクリート造などの建築物の屋上に設置する場合は、設置する箇所における建築物の高さの2 / 3以下にすること。ただし、ペントハウスの高さは広告塔、広告板の高さに含まれます。
※ペントハウスの高さ（建築基準法上、高さに算入されないものに限る。）
- 地上60m以下とします。



$h \leq 2 / 3 H$
H＝建築物の高さ※
h＝広告物の高さ

※当該広告物等を設置する箇所の高さ
（建築物の平均地盤面からの高さ）

■建築物または工作物の壁面を利用するもの（壁面広告）

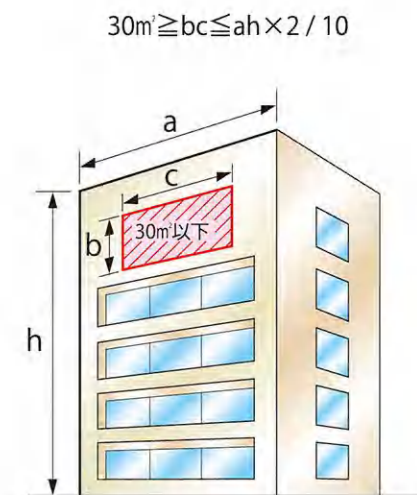
共通基準

- 広告物を設置する壁面の上下の端、両側の端を超えて掲出しないこと。
- 建築物または工作物の窓や開口部を原則としてふさがないこと。
- 建築物または工作物の地上60mを超える壁面には、自己の氏名、店名、屋号、商標、営業内容などの自家用広告物以外は表示しないこと。

地域別基準

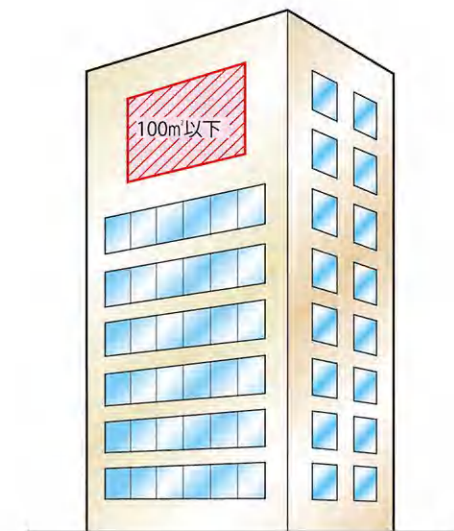
住居系地域

- 一つの広告物の表示面積は30㎡以下とすること。
- 階数 3 以上または高さ 11 m以上の建築物や工作物の壁面に設けるとき、一壁面における表示面積の合計はその壁面面積の2 / 10 以下とすること。

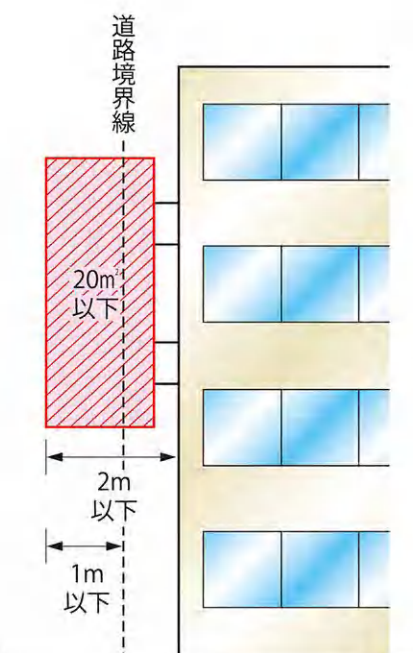
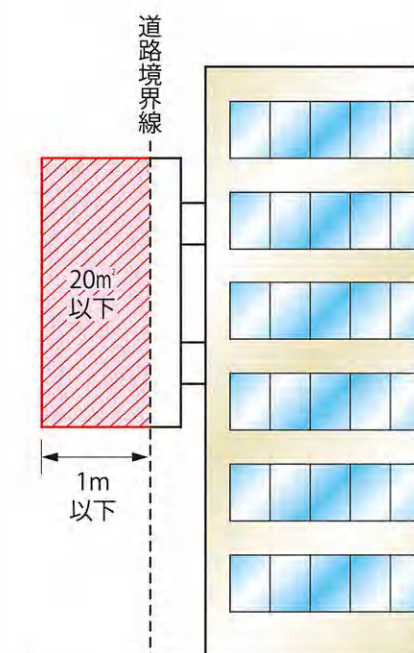


商工業系地域

- 一つの広告物の表示面積は100㎡以下とすること。
※ただし、映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物や工作物に直接表示されるものを除く。



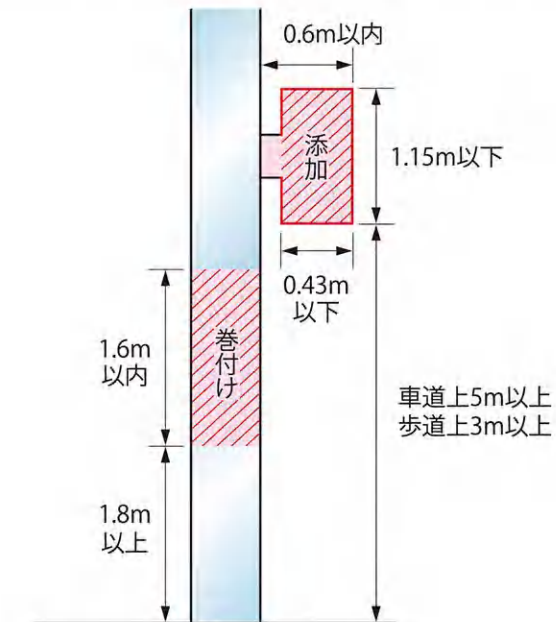
■建築物または工作物の側面に突出する形式のもの（突出広告）

共通基準	
●広告物が道路境界から道路上に突出するときは、広告物の下端は地上4.5m以上、ただし、歩道上は2.5m以上にすること。 ●道路境界線からの出幅は1m以下にすること。 ●道路に突出するときの表示の方向は道路境界線に対して90度の角度を保つようにすること。 ●上端は取り付ける壁面の高さを超えないこと。 (ただし、階数2以下または高さ7m以下の建築物または工作物の場合には、広告物の長さの1/3以内を取り付ける壁面の高さを超えて取り付けることができる。) ●長方形、円形またはこれに準じた簡単な形のもので、難燃構造体であること。	
地域別基準	
住居系地域	商工業系地域
●一つの広告物の表示面積は合計で20㎡以下とすること。 ●取り付ける壁面からの出幅は2m以下とすること。	●広告物が道路境界から道路上に突出するときの、道路境界を超える表示面積は合計で20㎡以下とすること。
	

■電柱、街路灯柱を利用するもの

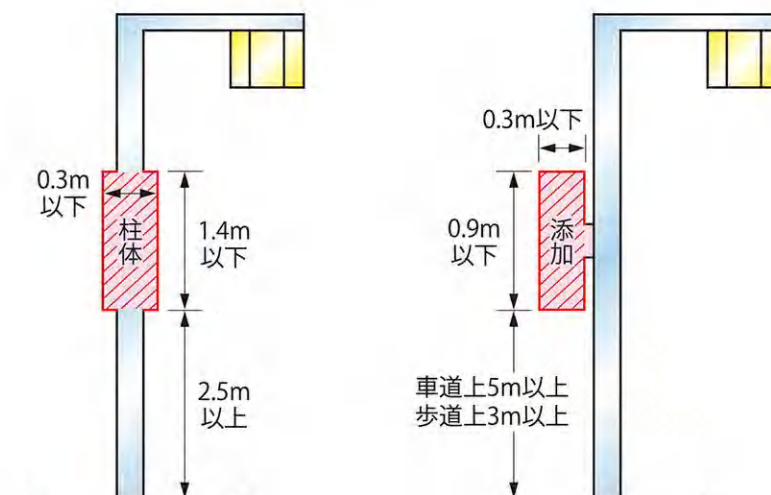
電柱広告

- 電柱に巻き付ける広告物は、地上1.8mから3.4mの間に表示すること。
- 電柱に添加する広告物は、電柱1本につき1個で、大きさは横0.43m以下、縦1.15m以下、出幅は0.6m以内とし、下端は地上5m以上、ただし、歩道上は3m以上とすること。



街路灯柱広告

- 街路灯の柱体に表示するものは横0.3m以下、縦1.4m以下、下端は地上2.5m以上とすること。(ただし、下端が地上4m以上であるときは横0.4m以下とすることができる。)
- 街路灯に添加するものは、1基に1個で、横0.3m以下、縦0.9m以下、厚さ0.15m以下とし、下端は地上5m以上、ただし、歩道上は3m以上とすること。
(柱体に表示したときは掲出できない。)



規格

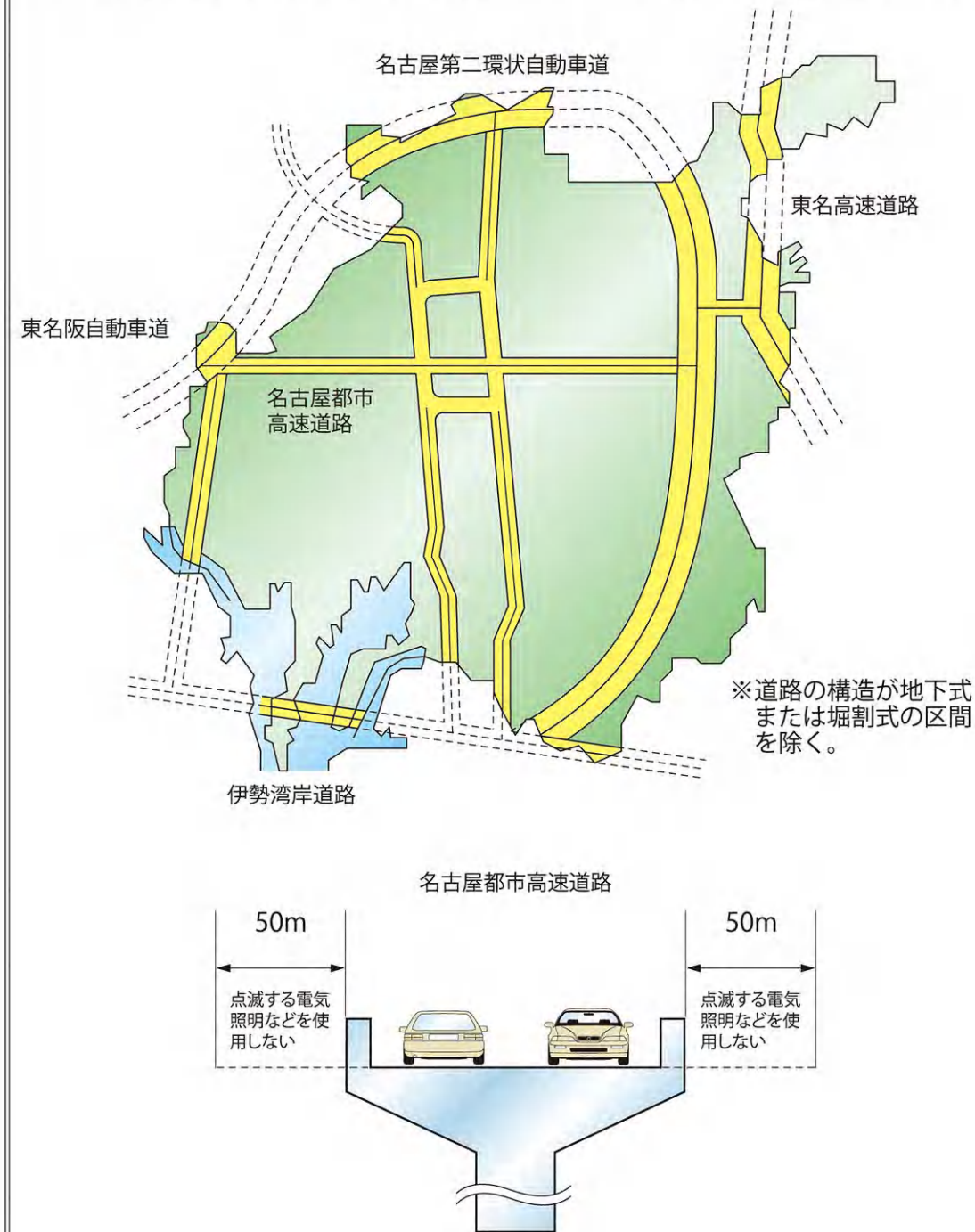
■道路の沿線に設置するもの

東名高速道路・名古屋第二環状自動車道・東名阪自動車道・伊勢湾岸道路

- 路肩から両側300m以内で、道路の路面の高さ以上については、点滅する電気照明、回転灯、蛍光または反射を利用する塗料、その他これらに類するものを使用しないこと。

名古屋都市高速道路

- 路肩から両側50m以内で、道路の路面の高さ以上については、点滅する電気照明、回転灯、蛍光または反射を利用する塗料、その他これらに類するものを使用しないこと。



■自動車などの外面を利用するもの

共通基準

- 運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある蛍光し、反射し、または発光する塗料、材料その他これらに類するものを使用しないこと。
- 走行中に広告物の表示が変化しないこと。

個別基準

電車

- 車体の窓またはドア等のガラス部分に表示しないこと。
- 地色などを除く広告物の表示面積は、車体のそれぞれの面の面積の1/3以下とすること。
- 車体1台に2以上の広告主の広告物を表示しないこと。

乗合自動車*

〈枠方式によるもの〉

- 側部は縦0.55m以下、横2.80m以下で左右各1個とすること。
- 後部は縦0.46m以下、横2.00m以下で1個とすること。

〈その他のもの〉

- 車体の窓またはドアなどのガラス部分に表示しないこと。
- 色彩、意匠その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること。



なお、中日本高速道路株式会社・名古屋高速道路公社が管理する、自動車専用道路を運行するものは枠方式によるものに限る。（自家用を除く。）

上記及び広告宣伝用自動車以外の自動車

- 車体の窓またはドアなどのガラス部分に表示しないこと。
- 地色などを除く広告物の表示面積は、3㎡以下とすること。（自家用を除く。）

* 道路運送法第3条に規定する、一般乗合旅客自動車運送事業・特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

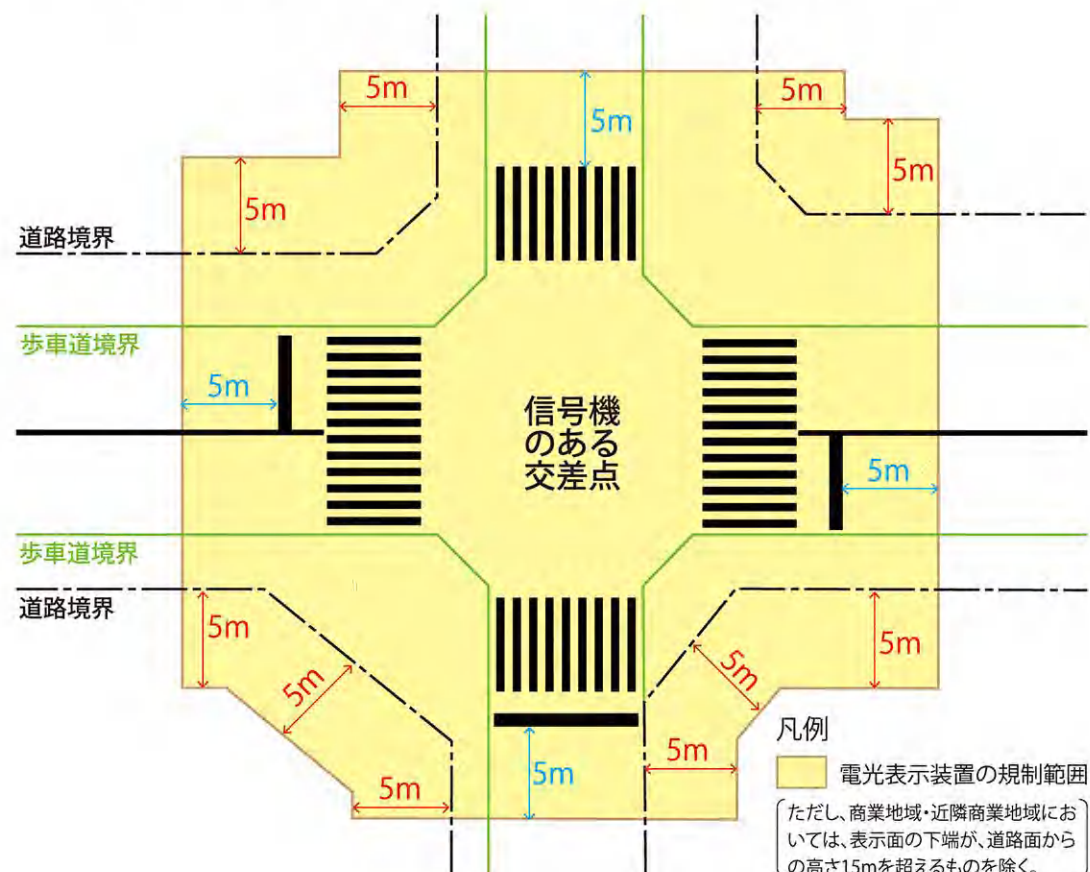
■立看板

- 表示面は、横0.9m以下、縦1.8m以下、脚の長さは0.3m以下で、立て掛ける場合は定着物に3点以上を固定し、表示面をできる限り垂直にすること。

■電光表示装置等

電光表示装置

- 表示面は、信号機から5m以上離れていること。
- 下図の範囲には設置しない※。ただし、商業系地域（商業地域、近隣商業地域）においては、表示面の下端が、道路面からの高さ15mを超えるものを除く。



●用途地域等による区分

用途地域	許可基準	備考
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 用途地域の指定のない区域 風致地区 特別緑地保全地区	設置不可 (ただし、自己の居所、事業所若しくは営業所又は管理する土地若しくは物件に、管理上の必要に基づいて表示面積0.5㎡以下のものを設置する場合は可)	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	●壁面広告：一つの電光表示装置の表示面積は、5㎡以下。建築物又は工作物の壁面と一体になるように設置すること。 ●地上広告：一つの電光表示装置の表示面積は、5㎡以下 ●屋上広告、突出広告：設置不可	広告物の種類等に応じて、それぞれの規格に適合すること。
その他の地域	設置可	

映像（レーザー光線による場合を含む。）によって表示するもの

- 投影面は、信号機から5m以上離れていること。
- 図（P.21。表示面を投影面に読み替える。）の範囲には表示しない。ただし、商業系地域（商業地域、近隣商業地域）においては、投影面の下端が、道路面からの高さ15mを超えるものを除く。
- 用途地域等による区分

用途地域	許可基準	備考
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 風致地区 特別緑地保全地区	表示不可	
その他の地域	●投影面の下端は、地上5m以上とすること。ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 ●レーザー光線を使用する場合は、投影面に、窓等がなく、かつ、特定方向に光を反射しない材質のものであること。	広告物の種類等に応じて、それぞれの規格に適合すること。

※ 交差点形状等により、規制範囲が異なるため、あらかじめ末尾お問い合わせ先までご相談ください。

- 次に掲げる区域には設置しないこと。ただし、表示面の下端が道路面から15メートル以上の場合（近隣商業地域又は商業地域に設置する場合に限る。）又は市長が道路交通の安全を阻害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

（ア） 信号機により交通整理の行われている交差点（交差点の直近に設けられている道路標識又は道路標示による停止線、横断歩道若しくは自転車横断帯の外側5メートルまでの車道の部分を含む。以下同じ。）及び当該交差点の各側に設けられた歩道の区域

（イ）（ア）に掲げる区域の道路境界から5メートルの距離にある道路との平行線までの区域（道路の区域を除く。）

電光表示装置等による屋外広告物について

電光表示装置等による屋外広告物については良好な景観の形成又は風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止する観点から、**規則で定める規格(P.21, P.22)**を遵守いただくとともに、望ましい基準として定めた**デジタルサイネージガイドライン(P.24～P.37)**に即して表示、設置していただきますようお願いします。

このほか、**都市景観形成地区内**や、**大規模広告物**に該当する場合は、特に定められた基準を参照いただきますようお願いします。

■規則で定める規格(P.21, P.22)

- ・ 広告物の種類ごとに規則で規格が定められていますが、「電光表示装置(デジタルサイネージ)」及び「映像(レーザー光線による場合を含む。)」により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物については、これらの基準が別途上乗せで適用されます。
- ・ 規則で定める規格に適合しない屋外広告物は許可を受けることができません。

■デジタルサイネージガイドライン(P.24～P.37)

- ・ デジタルサイネージによる屋外広告物を表示設置する際の望ましい基準としてデジタルサイネージガイドラインを定めており、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止をはかるための行政指導の指針とします。

■都市景観形成地区内について(P.9, P.10)

- ・ 都市景観形成地区内では、規則で定める地区ごとの規格と誘導基準が上乗せで適用されます。
- ・ 都市景観形成地区内では、ガラス面内側から屋外に向けて表示される広告物にもデジタルサイネージガイドラインの基準が適用されます。

■大規模広告物について(P.10)

- ・ 大規模な広告物(高さが10mを超えるもの、表示面積の合計が100㎡を超えるもの)には、デジタルサイネージガイドラインが誘導基準として適用されます。

名古屋市デジタルサイネージガイドライン

名古屋市では、地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物条例や都市景観条例により屋外広告物の規制・誘導を実施しています。

近年急増しているデジタルサイネージによる屋外広告物等は、光、動き等を伴うことが特徴で、従来広告と比べて広告効果が高く、街の賑わい創出に寄与する期待がある一方、設置される条件や状況によっては、周辺環境との不調和により景観を阻害する恐れがあります。

こうしたことから、市内においてデジタルサイネージによる屋外広告物等を表示・設置する際の景観上の望ましい基準を『名古屋市デジタルサイネージガイドライン』として定めることにより、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を図っていくことを目指しています。

〈本ガイドラインで使用している用語等〉

- ▶ **屋外広告物**：「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」をいいます。(屋外広告物法)
- ▶ **デジタルサイネージ**：ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物等。LEDビジョン、電子広告板、電子ペーパーなど、様々な種類があります。
- ▶ **輝度(cd/m²)**：照明などの光源のまぶしさの指標
- ▶ **自動調光機能**：画面の明るさを、周辺の明るさに合わせて自動で調整する機能
- ▶ **名古屋市屋外広告物条例**：名古屋市が屋外広告物法にもとづき、良好な景観形成や風致の維持、公衆の危害防止を目的に、屋外広告物の規格(規制基準)や禁止等について定めたものです。
- ▶ **名古屋市都市景観条例**：名古屋市が景観法にもとづき、優れた都市景観の創造・保全や景観法の施行に必要な事項を定めたものです。
- ▶ **名古屋市景観計画**：名古屋市が景観法にもとづき、大規模広告物、都市景観形成地区や誘導基準等について定めたものです。
- ▶ **都市景観形成地区**：名古屋市景観計画により、特に良好な景観を形成する必要があるとして定められた地区です。

名古屋市デジタルサイネージガイドライン

【対象】 名古屋市内（地上広告・屋上広告・壁面広告・突出広告等）

- 【適用範囲】 ・ 良好な景観の形成のために必要があると認めるときに行う指導の基準等※1
- ・ 良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれが認められるときに行う指導の基準等※2
- ・ 都市景観形成地区におけるデジタルサイネージの指導の基準 この場合、【基準】における「屋外広告物」を「屋外広告物等（ガラス面内側からの表示も含む。）」に読み替えます。
- ・ 名古屋市景観計画に定める大規模広告物の誘導基準*

【基準】

■ 明るさや時間に関すること

表示時間

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等※³に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けてください。

- ・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
- ・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※⁴を除きます。

明るさ
(光)

○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、次の数値以下としてください。

昼 3,000cd/m²以下

夜 住居系 800cd/m²以下

商工業系 1,000cd/m²以下

時季	昼☀	夜🌙	深夜早朝
春・秋	7時～18時	18時～21時	21時～7時
夏	7時～19時	19時～21時	
冬	7時～17時	17時～21時	

- ・ 自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。
- ・ 管理上の必要等により設置する小規模なもの※⁴は、デジタルサイネージによる屋外広告物が原則禁止されている地域※⁵でも設置できますが、輝度は極力抑えたものとしてください。

■ 設置場所等に関すること

設置高さ	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部など、広範囲に光が到達しやすい場所に設置することは避けてください。 ・ 設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝の表示を避けるなど、周囲の環境に配慮してください。 ・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
設置向き等	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、避けてください。 ・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

・ 屋外広告物法・名古屋市屋外広告物条例、景観法・名古屋市景観条例始め、各種法令を遵守してください。

※1) 名古屋市屋外広告物条例(以下「条例」という。)第5条の3に基づき行う指導、助言、勧告の基準となります。

※2) 条例第15条の8第2項に基づく勧告の基準となり、また場合により、条例第14条若しくは第15条第1項の措置

※3) 名古屋市屋外広告物条例施行細則別表第1第1項で定める住居系地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する地域以外の地域)及びその他住環境への

※4) 駐車場の満空表示など管理上の必要があるもので、必要最小限の大きさのものに限る。

※5) 条例第3条(規格)や第6条(禁止)で定める地域

- ・ 規格 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居
・ 禁止 第1種低層住居専用地域内、第2種低層住居専用地域内、風致地区内又は特別緑地保全地区内で市長が

* 令和8年9月1日から適用されます。

■ 動きや音に関すること

動き	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとしてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けてください。 ・ 特に明るさや動きの変化が激しい既存の動画を、そのまま屋外広告として表示することは避け、表示の内容については、近隣の状況をよく考慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、①道路内(車道側に表示するものに限る。)、②交差点周辺、③住宅地等※3においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え(切り替えの間隔は10秒以上)としてください。
音	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量、音色、内容としてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、道路内や公園などの公共空間や住宅地等※3に設置する場合は、音響を伴わないものとしてください。 ・ ただし、管理上の必要等により音響を伴う場合を除きます。

■ その他

近隣対応	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は他の屋外広告物と同様に、場所の固有性をつくり、まちの重要なメディアになりえる一方、見たくない人の目にも入りやすく、表示の内容や方法については、近隣にいる多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、近隣等からの苦情がでないよう、周囲の環境に配慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物について、近隣等から問い合わせや苦情がある場合には、設置者・管理者が誠実に対応するようにしてください。
------	--

命令に至ることがあります。

する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、配慮が求められる地域

専用地域には設置しないこと、他
指定する地域、他

解説(デジタルサイネージガイドライン)

- 【対象】 名古屋市内(地上広告・屋上広告・壁面広告・突出広告等)
- 【適用範囲】
- ・良好な景観の形成のために必要があると認めるときに行う指導の基準等※1
 - ・良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれが認められるときに行う指導の基準等※2
 - ・都市景観形成地区におけるデジタルサイネージの指導の基準
この場合、【基準】における「屋外広告物」を「屋外広告物等(ガラス面内側からの表示も含む。)」に読み替えます。
 - ・名古屋市景観計画に定める大規模広告物の誘導基準*

(注記はP.25)

(解説)

市内でデジタルサイネージによる屋外広告物を表示・設置していただく際に、望ましい基準としてこのガイドラインを定めており、屋外広告物関係法令や景観関係法令に基づき、良好な景観の形成のために必要があるときなどに本市が行政指導する際の基準とします。

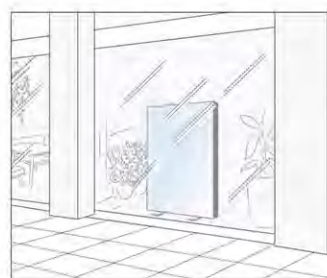
■屋外広告物条例の許可の申請や届出がある場合の行政指導について

市長は、屋外広告物条例による許可の申請又は届出があった場合において、良好な景観を形成するため必要があると認めるときは、当該申請又は届出をした者に対して必要な措置を講ずるよう指導し、助言し、又は勧告することがあります。(屋外広告物条例 第5条の3)

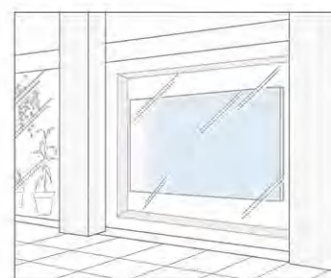
■屋外広告物条例に違反して表示設置されたものに対する行政指導について

市長は、広告物等が屋外広告物条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるとき、当該広告物等の広告主及び当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置している者又はこれらを管理している者に対し、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。(屋外広告物条例 第15条の8第2項)

ガラス面の内側から屋外にむけて表示するものは、屋外広告物法の規制の対象となりませんが、本ガイドラインに準じていただくようお願いします。



ガラスの内側から専ら屋外に向けて表示されるデジタルサイネージによる広告



ショーウィンドウの内側から専ら屋外に向けて表示されるデジタルサイネージによる広告

表示時間

- デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等※3に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けてください。
- ・深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
 - ・ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

(注記はP.25)

(解説)

デジタルサイネージによる屋外広告物について、深夜早朝の住居内への侵入光についての苦情の例があります。その内容はデジタルサイネージによる広告の表示内容が変化することでカーテン越しに室内への侵入光がちらつくとか、就寝する時間でも屋外広告物のサイネージの光が見えて不快というものです。デジタルサイネージによる屋外広告物を住宅地等に設置する場合は、近隣の住環境の保全と、周囲にお住まいと考えられる多様な人へのご配慮をお願いします。

住居系の用途地域に加えて、住環境への配慮が求められる地域を「住宅地等」として、表示を避けた方がよい時間帯を設けています。

明るさ(光)

○ デジタルサイネージによる屋外広告物の輝度は、次の数値以下としてください。

昼 3,000cd/m²以下
夜 住居系 800cd/m²以下
商工業系 1,000cd/m²以下

時季	昼 ☀	夜	深夜早朝
春・秋	7時～18時	18時～21時	
夏	7時～19時	19時～21時	21時～7時
冬	7時～17時	17時～21時	

- ・自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。
- ・管理上の必要等により設置する小規模なもの※⁴は、デジタルサイネージによる屋外広告物が原則禁止されている地域※⁵でも設置できますが、輝度は極力抑えたものとしてください。

(注記はP.25)

(解説)

サイネージ用ディスプレイ・モニターの明るさは一般に輝度で表現されます。画面の輝度が同じでも、周囲の明るさにより「まぶしい」と感じることがあります。周囲の明るさは、時間、天候（日当たり）、周辺環境等により変化します。

こうしたことからデジタルサイネージによる屋外広告物の明るさ（輝度）の基準を、時季と昼夜ごとに、周辺に対して一定程度配慮されていると考えられる水準として示しています。太陽光が直接当たるなど、個別の特殊な環境下において、やむを得ずこの基準を超える表示をする必要がある場合においては、自動調光機能を利用するなどにより、不必要に高い輝度とならないように留意してください。

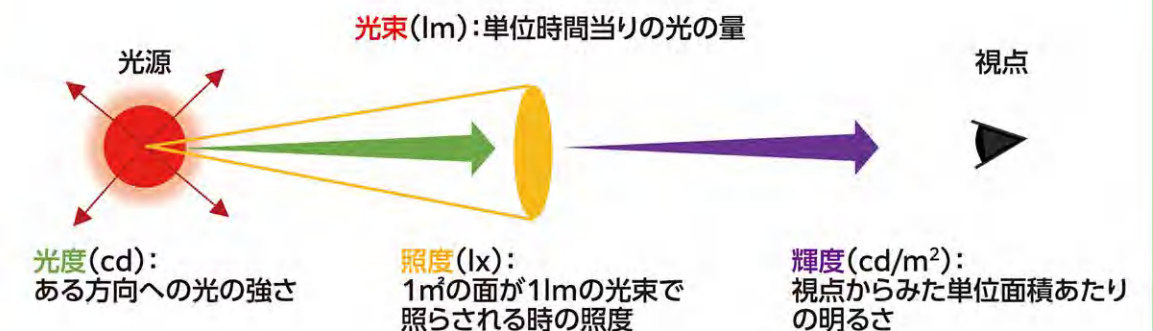
周囲の明るさに合わせた輝度で表示させることは見る人に不快な思いを感じさせないだけでなく、広告の視認性を高めます。まぶしいと感じるときや、まぶしいと指摘を受けたときは、輝度を測定して、出力を調整してみましょう。

輝度は専用の測定器で測定することができます。当課にも備えておりますので、測定してみたい方はご相談ください。

●サイネージ用ディスプレイの明るさを表す単位:輝度と周辺の明るさを表す単位

光源を見たとき、光源によって輝きの程度が異なって見えます。この輝きの程度が輝度です。光源からある方向に出る光の強さを光度(単位:cd(カンデラ))といいます。輝度はその光度を光源の発光面の面積(投影面積)で割った値となり、単位は、cd/m²です。

輝度は、視点からみた単位面積あたりの明るさを示すもので、人の目は、輝度が高いほど明るさを感じます。一方、発光面が同じ輝度であっても、見る人の視点や周辺の明るさによって、その見え方は変化します。例えば、対象物の輝度が同じであっても、昼間のように周囲が明るく、発光面周辺の照度が高い場合は、対象物が暗く見えることがあります。夜間のような周囲が暗い状況では明るく見えたりと、この対比によって視認性や明るさの感じ方が変わります。

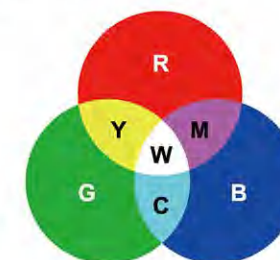


●主に屋内で用いられている機器のおおよその輝度



●色による輝度の違いについて

光の色は、一般に三原色といわれる赤(R)・緑(G)・青(B)で構成されています。白色はこれら3色の光源がすべて発光して表示され、輝度が高くなります。このため、白色を使う面積が大きいと、デジタルサイネージの画面がよりまぶしく感じられるので、注意が必要です。



【光の三原色】

R+G → Y(イエロー)

G+B → C(シアン)

B+R → M(マゼンタ)

R+G+B → W(ホワイト)

R:赤(Redレッド)

G:緑(Greenグリーン)

B:青(Blueブルー)

設置高さ

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部など、広範囲に光が到達しやすい場所に設置することは避けてください。

- ・ 設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝の表示を避けるなど、周辺の環境に配慮してください。
- ・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。

(解説)

デジタルサイネージによる屋外広告物が建物等の高層部に設置され、周囲に遮られるものがないと、広告の表示内容が分からないくらい遠く離れた場所でも、光のまぶしさを感じる場合があります。特にLEDによるデジタルサイネージの光は他の光源と比べて指向性が強く、まぶしさを感じやすいと言われています。

広告の表示内容が分からないほど遠く離れた場所で、光のまぶしさのみが感じられるような状態はいわゆる光害になります。建物等の高層部などで、周囲に遮られるものがないことなどにより、広範囲に光が到達しやすい場所への設置は避けていただき、やむを得ず設置する場合は、輝度を抑え、特に光害の影響が大きくなりやすい深夜早朝の表示を避けていただくようお願いします。

設置向き等

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、避けてください。

- ・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

(注記はP.25)

(解説)

近年、規制の緩和を受けて道路内にも広告を設けることができるようになり、道路内にも一般広告が設けられる例があります。

道路内には交通を制御するための信号機や、自動車のブレーキランプやウィンカーなど、自動車の安全な運行のための灯火があり、これらにより交通安全が保たれていますが、道路内において、デジタルサイネージによる屋外広告物を設け、その視認性を確保しようとするれば、こうした交通安全上必要な灯火の視認性を妨げることになりかねません。LEDによるデジタルサイネージは光の特性として指向性が強いことがあり、通行車両に向けて表示される屋外広告物が、よりまぶしく感じられることもあります。

このようなことから、道路内では通行車両に向けてデジタルサイネージによる屋外広告物を表示することは、交通安全の観点から避けていただくようお願いします。

●道路内にある交通系の灯火との比較

道路内にある交通信号機の輝度は、信号の色により異なりますが、青色および赤色で1,500cd/m²以上、黄色で2,200cd/m²以上の仕様となっています※。また、道路情報表示装置においても昼間(標準)基準では、280 cd/m²～2,470 cd/m²の仕様となっています。これらは、デジタルサイネージによる屋外広告物に比べて暗く見えることがあるほか、近接してデジタルサイネージによる屋外広告物が設置されることで、見にくくなることもあります。



交通信号機は、
1,500～2,200cd/m²

※警察庁：警交仕規第246号、交通信号灯器共通仕様書「版4」、2003年の基準をもとに直径450mmの信号機の場合

動き

- デジタルサイネージによる屋外広告物は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとしてください。
- デジタルサイネージによる屋外広告物は、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けてください。
 - ・ 特に明るさや動きの変化が激しい既存の動画を、そのまま屋外広告として表示することは避け、表示の内容については、近隣の状況をよく考慮してください。
- デジタルサイネージによる屋外広告物は、①道路内(車道側に表示するものに限る。)、②交差点周辺、③住宅地等^{*3}においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え(切り替えの間隔は10秒以上)としてください。

(注記はP.25)

(解説)

デジタルサイネージによる屋外広告物は、LEDによる光の調色・調光・点滅が自在という特長を生かして、従来の媒体ではできなかったような動きをとまなう表現ができるようになりました。広告の表現の自由度が高まった一方で、周囲の環境との不調和を招きやすくなりました。光の過度な点滅や激しい動きは、人によっては不快感を覚えることがあり、ひどい場合は健康を損ねたりすることもあります。

デジタルサイネージによる屋外広告は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとし、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けてください。

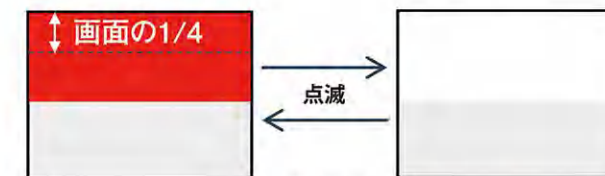
主に屋内で見られることを想定しているテレビCMなどの既存の動画をそのまま屋外広告として表示されたものが、苦情の原因になったことがあります。屋外広告物として相応しい内容としていただく必要があります。

特に、自動車運転手の注意をひくような車道側への表示、交差点周辺での表示や、住宅地等で表示する際には、「動画」を避けていただくようお願いします。

●テレビ放送における映像手法に関するガイドライン(参考)

テレビのアニメーション番組等で用いられた映像手法が視聴者の健康に影響を及ぼしたことがあり、日本放送協会・日本民間放送連盟は「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」を定めています。これによれば、動画による表示をする際、特に、次のような表示には、注意を払う必要があることが注意喚起されています。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅



- 鮮やかな赤色の点滅は慎重に扱う
- 避けるべき点滅映像
 - ・ 点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超える
 - ・ 輝度変化が10%以上

輝度変化が10%以上
上記基準を超える場合



- 上記を超える場合
 - ・ 点滅は1秒間に5回を限度
 - ・ かつ、輝度変化を20%以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。

輝度変化を20%以下
5回/秒を限度とし、連続して2秒を超えない

2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換



- 画面反転・転換
 - ・ コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。

コントラストの強い画面反転
輝度変化が20%を超える転換

3. 規則的なパターン模様の使用



- 規則的なパターン模様
 - ・ 規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様など)が、画面の大部分を占めることを避ける。

そのうえで、200cd/m²超の高輝度領域を含むHDR(High Dynamic Range)映像の場合における、点滅回数や輝度変化の基準を具体的数値で示し、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年等への配慮が必要であるとしています。

音

- デジタルサイネージによる屋外広告物を、音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量、音色、内容としてください。
- デジタルサイネージによる屋外広告物を、道路内や公園などの公共空間や住宅地等※3に設置する場合は、音響を伴わないものとしてください。
 - ・ただし、管理上の必要等により音響を伴う場合を除きます。

(注記はP.25)

(解説)

デジタルサイネージによる動きのある映像に、高い広告効果を期待して音響を合わせて表示される例があります。

音響を伴う屋外広告物に対し、特に音量の大きさや同じフレーズが繰り返すことに対する不快感が苦情になることがあります。

音響は、屋外広告物法令等では規制されていませんが、騒音防止の観点から「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に音量の基準が設けられています。デジタルサイネージによる屋外広告物を音響を伴って表示する場合は、基準を遵守するとともに、周辺環境に配慮したものとしてください。

特に道路内や公園などの公共空間、住宅地等に設ける場合は、音響を伴わないものとして下さい。

《身近な音の事例》

電車が通るときのガード下	100dB
大声による独唱、騒々しい工場の中	90dB
電車の車内	80dB
電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭	70dB
静かな乗用車、普通の会話	60dB
静かな事務所の中	50dB
市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼	40dB

●「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」について

名古屋市では、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に拡声器の使用制限について規制があります。

デジタルサイネージ等のスピーカーから出る音についても制限の対象となるため、以下の使用する際の時間、場所、音量等の制限を守り、騒音防止に努めて下さい。また、音に関する苦情などを受けた場合は適切に対応して下さい。

【時間】

	午前0時	午前9時	午後7時	午前0時
平日	禁止			禁止
日曜日	午前0時	午前9時30分	午後7時	午前0時
休日	禁止			禁止

【禁止区域】

学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺50mの区域内

【同一場所での使用の制限】

1回の使用時間を**10分以内**とし、1回使用することに**10分以上休止**すること。

【音量の基準】(拡声機の直下の地点から5m離れた地点における音量)

地域区分	基準
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70デシベル
工業地域	75デシベル
その他の地域(工業専用地域を除く。)	65デシベル

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に関するご相談やお問い合わせは、下記までお願いします。

○東区、北区、西区、中村区、中区の場合

→西区公害対策課:西区花の木二丁目18-1(西区役所5階) 052-523-4613

○熱田区、中川区、港区の場合

→港区公害対策課:港区港栄二丁目2-1(港保健センター3階) 052-651-6493

○瑞穂区、南区、緑区、天白区の場合

→南区公害対策課:南区前浜通三丁目10(南区役所2階) 052-823-9422

○千種区、昭和区、守山区、名東区の場合

→名東区公害対策課:名東区上社二丁目50(名東区役所1階) 052-778-3108

○名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 052-972-2674(直通)

近隣対応

- デジタルサイネージによる屋外広告物は他の屋外広告物と同様に、場所の固有性をつくり、まちの重要なメディアになりえる一方、見たくない人の目にも入りやすく、表示の内容や方法については、近隣にいる多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、近隣等からの苦情がでないよう、周囲の環境に配慮してください。
- デジタルサイネージによる屋外広告物について、近隣等から問い合わせや苦情がある場合には、設置者・管理者が誠実に対応するようにしてください。

（解説）

デジタルサイネージによる屋外広告物は、周囲の公共空間にいる人には避けがたく、見たくない人の目にも入りやすいため、周囲にいると考えられる多様な人に対して、配慮が必要です。公共に向けて表示するものとしてふさわしく、不快感を与えないものであることに努めてください。

その他の注意事項

●管理義務(条例 第 13 条)

広告物の設置者(管理者、所有者および占有者)は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。

●除却義務(条例 第 13 条の 3)

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたとき、または掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

●罰則(条例 第 35 条、第 36 条)

次のような場合は1年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- ・登録をせずに屋外広告業を営んだとき
- ・許可が必要な屋外広告物なのに許可を受けなかったとき
- ・禁止されている地域や物件に掲出したとき
- ・市長の改修、移転、除却の命令に違反したときなど

※違反広告物は強制的に撤去される場合があります。

●他法令の遵守

特に次のような場合は、他法令(建築基準法、消防法、道路法等)に抵触しないことを予め確認してください。

- ・高さが4mを超える広告物を掲出するとき
- ・防火地域において、屋上広告物または高さが3mを超える広告物を掲出するとき
- ・建築物または工作物の窓や開口部をふさぐ広告物を掲出するとき
- ・道路上に広告物を掲出するとき

屋外広告業の登録

屋外広告業を営まれる方は登録が必要です

(条例第16条～第31条、規則第14条の2～第19条)

名古屋市内で屋外広告業を営まれる方は、屋外広告業の登録をしなければなりません。
また、営業所ごとに業務主任者(講習会の修了者等)を置くことが義務づけられています。

●屋外広告業とは

広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人または個人をいいます。(元請け、下請けは問いません。)なお、広告物の設置に関する工事を請け負わない広告代理店や、広告物の印刷、製作だけを行うものは、この「業」に該当しません。

●登録事項

氏名および住所(法人の場合は法人名、役員の氏名および主たる事務所の所在地)、営業所の名称および所在地、業務主任者の氏名などです。

- ・登録申請書の提出先は、名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進課です。
- ・登録をされた方には、屋外広告業者登録証を交付します。また標識(屋外広告業者登録票)を、営業所の見やすいところに掲示してください。

●屋外広告業登録の申請について

- ・様式を用いた申請(紙での申請)については、押印を廃止しています。
- ・登録手数料は10,000円(令和8年10月1日以降は11,000円)です。
- ・電子申請による手続きが可能です。
(変更届・廃業届に手数料は不要です。)

電子申請のページはこちら



業登録(新規)



業登録(更新)



業登録(変更届)



業登録(廃業届)

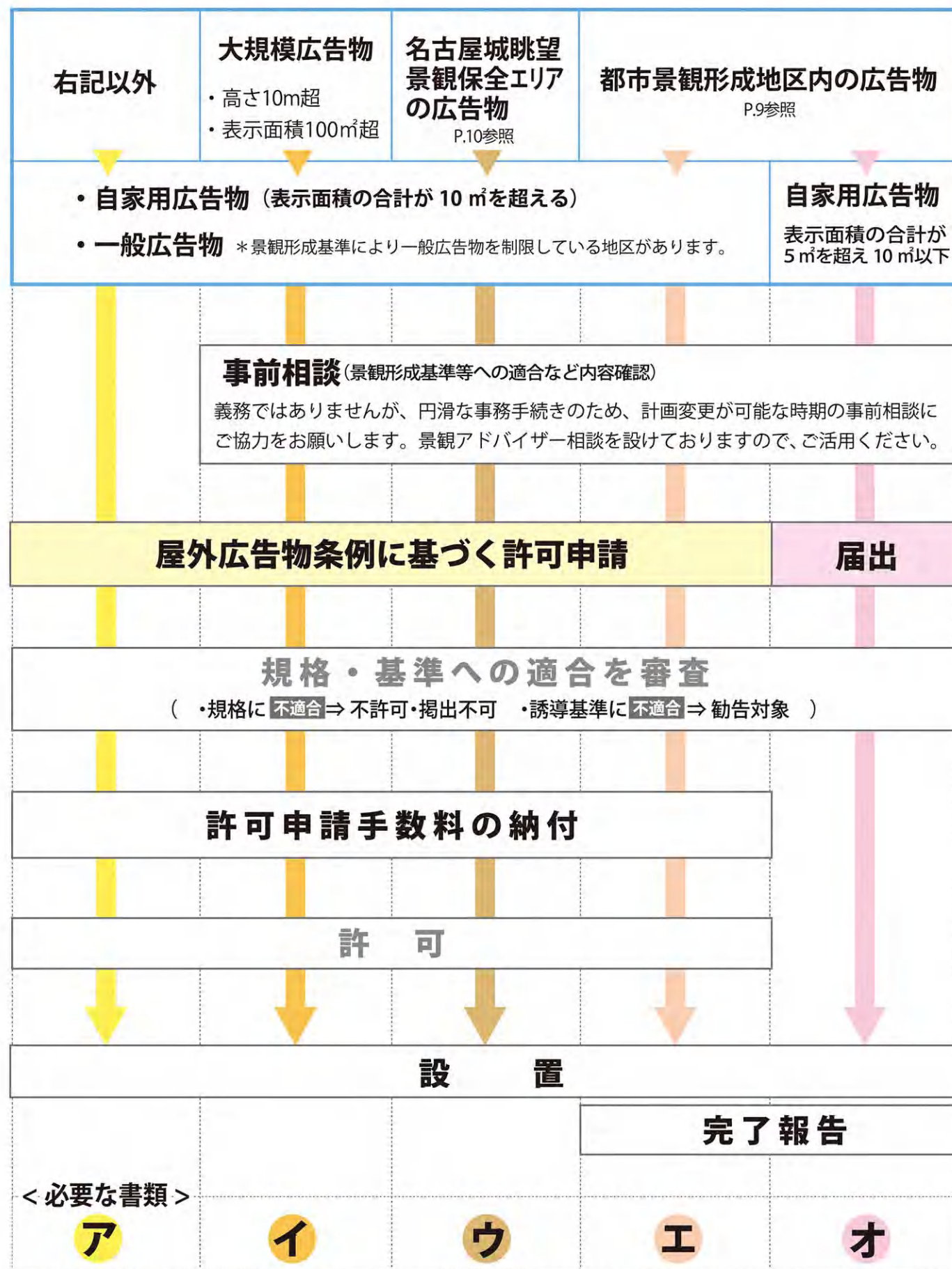
●講習会

屋外広告業の営業所の責任者にふさわしい知識の修得のために、開催するものです。
(※名古屋市の特別点検の有資格者には含まれません。)

- ・講習会の講習科目
1. 法令 2. 表示の方法 3. 施工
- ・講習会受講手数料
4,000円(受講科目の一部免除者は2,900円)

講習会のページはこちら





※電光表示装置等による屋外広告物を掲出する場合は、道路交通安全上の問題の有無について、名古屋市から愛知県警察本部に協議します。協議や許可に時間を要しますので、末尾お問い合わせ先まであらかじめご相談ください。

◎…2部必要 ○…1部必要 空欄…不要

書類・図面		明示すべき事項等				
		ア	イ	ウ	エ	オ
屋外広告物許可申請書（第1号様式）		○	○	○	○	
屋外広告物許可書（第2号様式）		○	○	○	○	
自家用広告物届出書（第3号様式の2）						○
屋外広告物チェックリスト		必要事項にチェック記入をして下さい。				
景観配慮事項説明書			○	○	○	○
現況写真		敷地及び周辺状況（隣接建物など）が把握できるカラー写真を数枚				
図面	位置図	方位及び行為地の周辺				
	配置図	敷地の境界及び広告物・広告物を設置する物件の位置				
	立面図	建築物に設置する場合は、その建築物全体の寸法と設置位置				
	意匠着色図	仕上げ方法、色彩（マンセル値）及び寸法				
	構造図	基礎の構造、建築物への取り付け方法				
	完成予想図	パース、合成写真など				
場合に依り必要な書類		工作物確認が必要な場合……………工作物確認済証の写し 道路占用許可が必要な場合……………道路占用許可証の写し 既存の広告枠に広告を設置する場合……………屋外広告物安全点検報告書（写真を含む。） 公益認定による手数料免除を申請する場合……………手数料減免申請書				

※申請にかかる書類の押印は廃止しています。

完了後に提出する書類

完了報告書		エ オ のみ必要
完成写真	広告物設置後の外観及び周辺の状況がわかるカラー写真（撮影年月日を記入）	

様式のダウンロード

名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。



用途地域の確認

都市計画課 ☎052-972-2797

